

議案第 4 4 号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 8 年 3 月条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 3 項中「週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間」を「午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 1 8 条中「、第 4 条の 3」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院の勧告等に鑑み、企業職員の給与に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。